



福岡県医師会第285号(地)
平成29年 4月21日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

蜂蜜を原因とする乳児ボツリヌス症による死亡事案について

今般、標記の件について、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部(局)宛別添の事務連絡がなされ、本会に対しても日本医師会より情報提供がありました。

本件は、東京都足立区において、乳児に対し離乳食としてジュースに蜂蜜を混ぜて与えたことによる乳児ボツリヌス症による死亡事案が発生したことから情報提供するとともに、あらためて1歳未満の乳児に蜂蜜を与えないよう関係事業者及び消費者に対し注意喚起を行うものであります。

なお、乳児ボツリヌス症の予防対策等については、東京都報道発表資料、厚生省保健医療局感染症対策室長・生活衛生局食品保健・乳肉衛生・児童家庭局母子衛生課長連名通知(昭和62年10月20日付け健医感第71号、衛食第170号、衛乳第53号、児母衛第29号「乳児ボツリヌス症の予防対策について」)及び母子手帳 任意様式中の「乳幼児期の栄養」をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

参考

昭和62年10月20日付け健医感第71号、衛食第170号、衛乳第53号、児母衛第29号

「乳児ボツリヌス症の予防対策について」

http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%93%fb%8e%99%83%7b%83%63%83%8a%83%6b%83%58&EFSNO=2910&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=11

母子手帳 任意様式

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11900000-Koyoukintou-jidoukat-eikyoku/n2016_10.pdf

(地Ⅲ10F)

平成 29 年 4 月 10 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

蜂蜜を原因とする乳児ボツリヌス症による死亡事案について

今般、標記の件について、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛別添の事務連絡がなされましたので情報提供いたします。

本件は、東京都足立区において、乳児に対し離乳食としてジュースに蜂蜜を混ぜて与えたことによる乳児ボツリヌス症による死亡事案が発生したことから情報提供するとともに、あらためて1歳未満の乳児に蜂蜜を与えないよう関係事業者及び消費者に対し注意喚起を行うものであります。

なお、乳児ボツリヌス症の予防対策等については、東京都報道発表資料ならびに下記をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

参 考

昭和 62 年 10 月 20 日付け健医感第 71 号、衛食第 170 号、衛乳第 53 号、児母衛第 29 号「乳児ボツリヌス症の予防対策について」

http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%93%fb%8e%99%83%7b%83%63%83%8a%83%6b%83%58&EFSNO=2910&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=11

母子手帳 任意様式

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/n2016_10.pdf

事 務 連 絡
平成 29 年 4 月 7 日

各

都道府県 保健所設置市 特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部監視安全課

蜂蜜を原因とする乳児ボツリヌス症による死亡事案について

乳児ボツリヌス症の予防対策については、昭和62年10月20日付け健医感第71号、衛食第170号、衛乳第53号、児母衛第29号「乳児ボツリヌス症の予防対策について」により通知しているところです。

今般、別添のとおり、東京都足立区において、乳児に対し離乳食としてジュースに蜂蜜を混ぜて与えたことによる乳児ボツリヌス症による死亡事案が発生したことから、情報提供するとともに、改めて1歳未満の乳児に蜂蜜を与えないよう関係事業者及び消費者に対し注意喚起を行うようお願いします。

なお、本事案については、製品に1歳未満の乳児に与えない旨の表示がなされていたことを申し添えます。

別添：東京都報道発表資料

(参考)

昭和62年10月20日付け健医感第71号、衛食第170号、衛乳第53号、児母衛第29号「乳児ボツリヌス症の予防対策について」

http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%93%fb%8e%99%83%7b%83%63%83%8a%83%6b%83%58&EFSNO=2910&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=11

母子手帳 任意様式

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/n2016_10.pdf

食中毒の発生について

～ 1 歳未満の乳児にはちみつを与えないでください。～

都内において、はちみつの摂取が原因と推定される乳児ボツリヌス症による死亡事例がありました。

乳児ボツリヌス症は 1 歳未満の乳児に特有の疾病で、経口的に摂取されたボツリヌス菌の芽胞※が腸管内で発芽・増殖し、その際に産生される毒素により発症します。

乳児ボツリヌス症の予防のため、1 歳未満の乳児に、はちみつを与えるのは避けてください。

※ 芽胞とは

ボツリヌス菌などの特定の菌は、増殖に適さない環境下において、芽胞を形成します。芽胞は、加熱や乾燥に対し、高い抵抗性を持ちます。

芽胞を死滅させるには 120℃4 分以上またはこれと同等の加熱殺菌が必要です。100℃程度では、長い時間加熱しても殺菌できません。

【探知】

2 月 22 日（水）午後 3 時頃、都内の医療機関から最寄りの保健所に、「5 か月の男児が入院しており、神経症状が出ている。離乳食としてはちみつを与えられているとのことである。」旨、連絡があった。

【調査結果】

- ・ 患者は足立区在住の 5 か月の男児で、2 月 16 日（木）から、せき、鼻水等の症状を呈していた。
- ・ 同月 20 日（月）、けいれん、呼吸不全等の症状を呈し、医療機関に救急搬送され、翌 21 日（火）に別の医療機関へ転院した。
- ・ 患者は、発症の約 1 か月前から離乳食として、市販のジュースにはちみつを混ぜたものを飲んでいた。
- ・ 検査の結果、患者ふん便及び自宅に保管していたはちみつ（開封品）から、ボツリヌス菌を検出した。
- ・ 3 月 15 日（水）、足立区足立保健所は、「離乳食として与えられたはちみつ（推定）」を原因とする食中毒と断定した。
- ・ 3 月 30 日（木）午前 5 時 34 分に当該患者が死亡、当該保健所は、発症から死亡に至る経過等を精査した上で、本日、死亡原因はボツリヌス菌によるものと断定した。

※ ボツリヌス菌及び乳児ボツリヌス症に関する詳しい情報は、福祉保健局のホームページをご覧ください。

◇ボツリヌス菌について

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/micro/boturinu.html>

◇乳児ボツリヌス症について

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/rensai/guide26.html>

問合せ先

東京都福祉保健局健康安全部食品監視課

電話 03-5320-4410・4402・4405（ダイヤルイン）

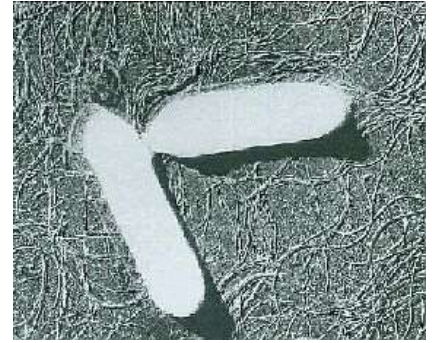
（内線）34-350・353・382 稲見、大山、高橋

【乳児ボツリヌス症とは】

乳児ボツリヌス症は、1歳未満の乳児にみられるボツリヌス症である。

原因食品と共に体内に摂取されたボツリヌス菌の芽胞（植物に例えると種子の様な耐久型の菌の状態）は、乳児の腸管内で毒素を産生し、ボツリヌス症をひき起こす。乳児の腸内細菌叢が成人と異なるために起こる疾病である。

乳児ボツリヌス症での死亡はまれである。



【症状】

便秘、筋力の低下、哺乳力の低下、泣き声が小さくなる等が認められる。

【原因食品】

乳児ボツリヌス症の主な原因食品は、はちみつである。原因不明の事例も多い。はちみつ以外、原因食品が確認された事例はほとんどない。

【予防方法】

乳児ボツリヌス症の予防は、1歳未満の乳児には、ボツリヌス菌の芽胞に汚染される可能性のある食品（はちみつ等）を食べさせないことである。

【ボツリヌス菌】

ボツリヌス食中毒等のボツリヌス症の原因菌である。ボツリヌス菌は土壌や海、川などの泥砂中に分布している。酸素の少ない環境を好む菌で、芽胞を作る。ボツリヌス菌の芽胞は熱に強く、低酸素状態に置かれると発芽・増殖し、ボツリヌス毒素を産生する。

はちみつ自体はリスクの高い食品ではありません。

1歳未満の乳児にはちみつを与えてはいけませんが、

1歳以上の方がはちみつを摂取しても、本症の発生はありません。